

海外派遣助成

担当：文化事業部 舞台芸術チーム

◆ 概要

日本の芸術や文化の海外への紹介や文化芸術分野における国際的な貢献を目的として、海外において公演、講演、デモンストレーション、ワークショップ等、海外機関から要請を受けた文化芸術事業を実施するため、国際交流基金（以下、「JF」という。）が、海外に渡航する芸術家や日本文化諸分野の専門家等に対し、経費の一部を助成します。

※ 令和7年度より、海外派遣助成プログラムの第2回募集は廃止しました。

◆ 申請資格

以下のいずれかに該当する日本国内の団体又は個人。

- 1 海外の団体から招へいを受けており、文化芸術分野において日本国内を拠点に活動している団体又は個人。
- 2 上記団体・個人の海外での文化芸術事業を企画・制作する団体。

◆ 対象事業

- 1 事業内容：以下のいずれかの事業。
 - (1) 演劇、音楽、舞踊、民俗芸能等の公演
 - (2) 日本文化やスポーツに関する講演、デモンストレーション、ワークショップ等※ 日本の他の政府機関、特殊法人、独立行政法人、公益財団法人日韓文化交流基金から助成を受ける事業については、本プログラムで助成を受けることはできません。
※ 日本国在外公館からの招へいは海外団体からの招へいとみなされません。
※ 申請者の海外支社等から招へいを受けた案件は、同一組織内の事業とみなされるため、本プログラムの助成対象外です。
※ 海外で展覧会を開催する場合は、「海外展助成」をご参照ください。
- 2 事業期間：
2026年4月1日以降に開始（日本を出発）し、2027年3月31日までに完了（日本に帰着）する事業。



◆ 助成内容

以下の経費の一部を助成します。

1 国際人員移動費

2 荷物輸送費

※ 海外発着の航空賃は助成対象外です。ただし、乗り継ぎ及び事業実施地間の移動にかかる航空賃は助成対象となります。

◆ 採用実績（参考）

令和 7 年度採用 43 件／応募 163 件

令和 7 年度 1 件あたりの最高助成決定額 4,000,000 円

◆ 選考方針

- 1 提出された申請書に基づき、外部専門家の意見を聴取の上、採否を決定します。
- 2 相対的に高い評価が与えられる事業、相対的に低い評価が与えられる事業の詳細は申請要領を参照してください。
- 3 原則として、申請時又は申請締切時点で、外務省海外安全ホームページ上の危険レベル又は感染症危険レベルが 2 以上の国・地域・都市への渡航を伴う事業は助成対象となりません。また、助成金の交付決定後でも、事業実施までに渡航する国・地域・都市の危険レベル又は感染症危険レベルが 2 以上に引き上げられた場合、助成金交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

◆ 申請締切

2025 年 12 月 2 日 13 時（日本時間）（公募申請サイト）

◆ 結果通知

2026 年 4 月中郵送通知または電子メール通知

◆ 応募にあたっての留意事項

全プログラム共通の申請手続や注意事項については JF ウェブサイトに記載しています。ご応募の際にご一読ください。

JF ウェブサイト：[国際交流基金 - 申請手続、申請資格、注意事項](#)

必ず申請前に当プログラムの申請要領を確認してください。

